

# 關係資料

# いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

## 目次

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| 第一章 | 総則（第一条—第十条）                |
| 第二章 | いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）      |
| 第三章 | 基本的施策（第十五条—第二十一条）          |
| 第四章 | いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条） |
| 第五章 | 重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）      |
| 第六章 | 雑則（第三十四条・第三十五条）            |
| 附則  |                            |

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

### （基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### （いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

### （国の責務）

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （学校の設置者の責務）

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

### （学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### （保護者の責務等）

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

### （財政上の措置等）

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 いじめ防止基本方針等

### （いじめ防止基本方針）

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

### 第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、い

じめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第四条第一項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめ

に係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

#### 第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三條 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四條 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五條 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六條 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等

その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七條 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

#### 第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八條 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九條 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十條 地方公共団体が設置する学校は、第二十八條第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附

属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を

有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

## 第六章 雑則

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理 由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

# いじめ防止対策推進法で求められる取組について

## 基本理念と対策

- いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめ対策の推進を行う。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、また、放置することがないように、いじめ問題に関する児童生徒の理解を深める。
- 国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者が連携し克服をめざす。

### ○ いじめ対策

未然防止  
早期発見  
適切な対処  
重大事態への対処

### ○ 責務を明記

国、地方公共団体、  
学校設置者、学校・  
教職員、保護者等

方針策定・組織設置・体制整備

施策の実施・教育活動等の充実

関係機関の連携

## 方針の策定

| 法    | 主体     | 名称            |    | 内容                    |
|------|--------|---------------|----|-----------------------|
| § 11 | 国      | いじめ防止基本方針 ※1  | 義務 | 対策の基本的な方向性、内容、その他重要事項 |
| § 12 | 地方公共団体 | 地方いじめ防止基本方針※2 | 努力 | ※1を参酌し、地域の実情に応じ定める    |
| § 13 | 学校     | 学校いじめ防止基本方針   | 義務 | ※1、2を参酌し、学校の実情に応じ定める  |

## 組織の設置

| 法     | 主体                  | 名称等                            |                | 内容  |
|-------|---------------------|--------------------------------|----------------|---|
| § 14① | 地方公共団体              | いじめ問題対策連絡協議会<br>※3             | 任意             | 関係機関・団体の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、(地方)法務局、警察その他の関係者により構成 |
| § 14③ | 教育委員会               | 教育委員会の附属機関                     | 任意             | ※3との連携の下、※2に基づく地域における対策を実効的に行うため必要があるとき設置             |
| § 22  | 学校                  | いじめの防止等の対策のための組織               | 必置             | 複数の教職員により組織し、必要に応じて心理、福祉等の関係者により構成                    |
| § 28① | 学校設置者<br>又はその設置する学校 | 重大事態(注参照)に係る事実関係の調査を行う組織<br>※4 | 必置<br>その<br>都度 | 速やかに、学校設置者又は学校の下に設置し事実関係を明確にするための調査を実施                |
| § 30② | 地方公共団体の長            | ※4に係る公立学校(設置者)の調査結果を検証する附属機関   | 任意             | 重大事態に関して、※4の行った調査結果について、必要があると認めるとき再調査を実施             |

(注) いじめにより、①児童生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑い

②児童生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い があると認めるとき

## 施策の実施

| 法    | 主体          | 名称等           | 内容   |
|------|-------------|---------------|--|
| § 15 | 学校設置者       | いじめの防止        | 道徳教育及び体験活動等の充実   |
| § 16 | 学校          | いじめの早期発見      | 定期的な調査その他の必要な措置  |
| § 18 |             | 資質の向上         | 研修その他の必要な措置を計画的に実施   |
| § 17 | 国<br>地方公共団体 | 関係機関との連携<br>等 | 被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導、その保護者への助言等の対策が関係者の連携の下適切に行われるよう、①関係機関、学校、家庭、地域社会、民間団体の連携の強化、②民間団体の支援、その他必要な体制の整備（努力義務）   |
| § 18 |             | 人材の確保等        | ①教員の養成、研修の充実を通じた教員の資質の向上<br>②生徒指導体制の充実のための教員の配置<br>③心理、福祉等の専門家で教育相談に応じる者の確保<br>④学校の求めに応じて助言のため派遣される者の確保等の必要な措置 |
| § 19 |             | ネットいじめ対策      | ネットいじめの防止と効果的対処に必要な啓発活動<br>ネットいじめの監視機関又は関係団体の取組への支援<br>ネットいじめ事案に対処する体制の整備（努力義務）                                |
| § 20 |             | 対策の調査研究       | いじめの防止等に必要事項や対策の実施状況についての調査研究、検証の実施と、その結果の普及   |
| § 21 |             | 啓発活動          | いじめ防止の重要性、相談制度・救済制度等の広報等の実施  |

## 鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針

### はじめに

いじめが全国的に大きな社会問題となる中、平成 25 年 6 月にいじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)が制定され、同年 9 月 28 日に施行されました。

本県では、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、これまで「鳥取県いじめ対策指針」の策定、心理検査等の実施、「24 時間相談体制」の充実、「鳥取県いじめ問題検証委員会」や「子どもの悩みサポートチーム」の設置など様々な対策を講じてきましたが、この度の法の制定を契機により一層の充実を図っていきます。

この鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針(以下「県方針」という。)は、鳥取県内の全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組む中で、学びの質を高めながら心豊かに成長していくことができるよう、国、県、市町村、学校、家庭、地域社会その他の関係者の連携の下、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものです。

### I いじめの定義

いじめは、児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。(法2条1項)

### II いじめに対する基本的な認識

- 1 いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。
- 2 いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為です。
- 3 いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる可能性のあるものです。
- 4 いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、児童生徒のいじめ問題に対する理解を深めることが大切です。
- 5 いじめの防止や解決は、学校だけではなく、児童生徒、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの立場からその責務を果たし連携して取り組むことが大切です。
- 6 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われます。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「心豊かで安全・安心な社会をつくる」という認識の共有が不可欠です。

### III いじめの防止等に関する方針等

- 1 鳥取県における取組

- (1) いじめの防止等のための対策を、鳥取県教育振興基本計画に基づく毎年度のアクションプランに位置づけ、着実に取り組むとともに、機能しているかを点検し、必要に応じて見直します(PDCAサイクル)。
- (2) いじめの防止等に関係する県内の機関及び団体の連携を図るために設置する「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」の機能を活かすことにより、本県におけるいじめの防止等に向けた取組を推進します。(法 14 条)
- (3) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の一層の充実を図ります。(法 15 条 1 項)
- (4) 児童生徒が自主的に行ういじめの防止等に資する活動を支援します。(法 15 条 2 項)
- (5) いじめの防止等のための対策に関する教職員の資質の向上を図るため、研修を計画的に実施します。(法 18 条 2 項)
- (6) インターネット等を通じて行われるいじめの防止等のための対策の一層の推進を図ります。(法 19 条)
- (7) いじめの防止等に関する調査研究を行うとともに、その成果を普及します。(法 20 条)
- (8) いじめが子どもたちの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談・救済制度等についての広報や啓発を行います。(法 21 条)

## 2 学校における取組

- (1) 児童生徒が、友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全な学校生活を送り、規律正しい態度で自主的に活動できることがいじめ防止の基本であると考え、魅力ある学校づくりに努めます。
- (2) 各学校においては、「〇〇学校いじめ防止基本方針(仮称)」を策定し、年間を通じた総合的ないじめの防止等のための計画等を作成し、いじめ防止に向けた取組の一層の充実を図ります。その際は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、県方針及び「鳥取県いじめ防止対策ガイドブック(旧鳥取県いじめ対策指針)」又は当該学校の設置者の定めるいじめの防止等のための基本方針を参酌します。(法 13 条)
- (3) 個々の教職員が抱え込まず組織で対応できるよう、各学校に設置する「いじめの防止等の対策のための組織」等を中心に、学校を挙げていじめの防止等に取り組めます。(法 22 条)
- (4) 「〇〇学校いじめ防止基本方針(仮称)」等いじめの防止等に関する方針を、児童生徒、保護者、地域等に説明します。(法 15 条 2 項)
- (5) いじめに直面したときに、適切な行動ができる児童生徒の育成をめざします。
- (6) 児童生徒自らが、いじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような自主的な取組を推進します。(法 15 条 2 項)
- (7) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。(法 15 条 1 項)
- (8) いじめの防止等に関する校内研修を企画・実施します。(法 18 条 2 項)
- (9) インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための対策の充実を図ります。(法 19 条)
- (10) いじめ防止は、人権を守る取組であり、教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚を持って児童生徒の指導に当たります。

## 3 家庭における取組

- (1) 保護者は、子どもたちへの教育の第一義的責任を有します。その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、児童生徒に対し規範意識を養うための指導その他必要な養育・指導を行うよう努めます。(法 9 条 1 項)
- (2) 保護者は、国、地方公共団体、学校設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。(法 9 条 3 項)
- (3) 保護者は、いじめに関わる心配等がある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等との連携をとるよう努めます。

#### 4 関係機関等の取組

児童生徒の健全な成長を願って取組を行う機関や団体等においても、いじめの防止等のための取組を推進します。

#### 5 地域等の取組

いじめは、校外においても行われることもあり、その際には声をかけたり、学校へ連絡したりする等、地域として児童生徒を温かく見守る取組を推進します。

### IV いじめへの対処に関する方針等

#### 1 鳥取県における取組

- (1) いじめに関する相談を受ける体制を充実させるとともに、相談窓口関係機関での連携を図ります。  
(法 16 条 2 項)
- (2) 学校におけるいじめ事案に対応するため関係機関が連携して「子どもの悩みサポートチーム」を編成し、専門性を発揮することで問題の解決を図ります。なお、チームを編成するに当たっては専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努めます。
- (3) いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の在籍する学校を所管する教育委員会が出席停止を命じることがあります。(法 26 条)

#### 2 学校における取組

- (1) いじめの早期発見のための定期的な調査を実施します。(法 16 条 1 項)
- (2) 在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無等の確認をしその結果を学校の設置者に報告します。(法 23 条 2 項)
- (3) いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、及び再発を防止するため、専門的な知識を有する方々の協力を得ながら、いじめを受けた児童生徒や保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行います。(法 23 条 3 項)
- (4) いじめを行った児童生徒については、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じます。(法 23 条 4 項)
- (5) いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こらないよう配慮します。(法 23 条 5 項)
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。特に、児童生徒の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請します。(法 23 条 6 項)
- (7) 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合があります。(法 25 条)

### V 重大事態への対処等

#### 1 鳥取県における取組

- (1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等、法 28 条に規定する重大事態その他県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童生徒の重大な事故が発生した場合には、速やかに学校設置者又は学校の下に調査のための組織を設け、調査

を行います。(法 28 条 1 項関連)

- (2) 知事は、学校から教育委員会を通じて(1)の重大な事故が発生した旨の報告を受け、必要があると認めるときは、「鳥取県いじめ問題検証委員会」を設置し、(1)の調査の結果について再調査を行う(法30条2項)とともに、第三者的な視点から、関係者の了解の下に、いじめの実態の検証・解決に取り組みます。
- (3) なお、(1)～(2)の組織を編成するにあたっては、適切にいじめ問題に対処する観点から、児童生徒やその保護者の意向を尊重しながら、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努めます。
- (4) (1)の調査の結果について知事が再調査を行った際は、私立学校を除きその結果を議会に報告します。(法 30 条 3 項)
- (5) 重大事態の調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。(法 30 条 5 項)

## 2 学校における取組

- (1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合には、学校設置者に報告し、調査のための組織を設け、速やかに調査を行うか、調査に協力します。(法 28 条)
- (2) 重大事態が発生した際には、下記のとおり報告します。(法 29 条1項、30 条1項、31条1項)
  - ・県立学校は、県教育委員会を通じて知事に
  - ・市町村立学校は、市町村教育委員会を通じて市町村長に
  - ・私立学校は、知事に
  - ・国立学校は、当該国立大学法人の学長を通じて文部科学大臣に

## VI 取組の検証等

- 1 学校は、いじめの防止等に向けた取組について定期的に検証します。
- 2 県は、いじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、鳥取県教育振興計画に基づくアクションプランに反映させながら、改善に努めます。

## VII その他

- 1 この県方針は骨子的なものであり、あわせて、法制定に伴い従来の「鳥取県いじめ対策指針」を改訂した「鳥取県いじめ防止対策ガイドブック」とセットで活用します。
- 2 県は、この県方針が教育現場等において十分活かされるよう、市町村等に対しいじめの防止等に関する資料や情報を随時提供します。
- 3 県は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、県立学校及び市町村におけるいじめ防止等に係る基本方針の策定状況を確認し、公表するとともに、県内の国・私立学校の状況についても適宜把握に努めます。

# 〇〇学校いじめ防止基本方針（例）

△△県立、市立、町立 〇〇学校

## 1 本校のいじめ防止とは

○ いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう包括的な方針となるように書く。

（内容例、留意点）

- ・ いじめの問題に対する基本的な考え方
- ・ 自校の課題（いじめに関する内容を中心に）  
学力学習状況調査、Q-U・hyper-QU、発生事例より
- ・ 学校の目標といじめ防止の取組との関係
- ・ 保護者の願い、保護者の責務  
学校評価アンケートより

## 2 いじめを未然に防止するために

### （1）校内体制

○ いじめ防止等（未然防止、早期発見、対処）の対策のための「組織」の設置について書く。

（22条…必置）

- ・ 学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。
- ・ 組織の中心となる担当者を決めておく。

#### いじめ防止等の対策のための組織（必置）

<構成メンバー例>

校長等管理職、関係職員（生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭等）、  
〔下記ア、イ、ウのねらいに応じて〕心理・福祉等専門的な知識を有する者（SC、SSW等）、弁護士、医師、警察OB、保護者（PTA）、児童生徒等

ア 当該組織が基本方針に基づく取組、計画の作成、相談窓口、情報の収集・記録、事案への組織的対応、取組の評価などを行う。

イ 基本的には、当該組織がいじめとして対応すべき事案かどうかを判断し、問題の解消まで責任を持つ。

ウ 学校基本方針の策定や見直し、取組状況の把握、事例検討、計画の見直し等 PDCA サイクルで検証を行う。

### （2）いじめの未然防止のための取組

○ 「暴力を伴わないいじめ」に関しては、ほとんどすべての児童生徒が次々に経験している実態から全ての児童生徒に起きる可能性があるものとして全員を対象とした取組について具体的に書く。

（内容例、留意点）

#### ① いじめについての共通理解

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成
- ・ 校内研修や職員会議での周知

#### ② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実（15条）
- ・ 学校における情報モラル教育、インターネット利用についての保護者啓発（19条）
- ・ 年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力の育成

- ・いじめに関する指導（何がいじめなのか等）の年間計画（道徳や学級活動、ホームルーム活動）への位置づけ

### ③ いじめが生まれる背景と指導上の留意点

- ・わかる授業づくり、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業づくり
- ・すべての児童生徒が安心・安全に過ごせる学校づくり
- ・ストレスを生まない学校づくり、児童生徒のストレス耐性の育成
- ・教員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動への留意

### ④ 自己有用感や自己肯定感の育成

- ・すべての児童生徒の「居場所づくり」、「絆づくり」
- ・家庭や地域との連携による自己有用感を育む場の設定

### ⑤ 自らいじめについて学び、取り組む

- ・互いを認め合える人間関係や学級・学校文化を児童生徒が自ら創り出す活動

## 3 いじめの早期発見に向けて

- いじめについて、児童生徒のささいな変化に気づかずいじめを見過ごしたり、気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないように、校内でできる早期発見の方法と留意点について書く。

### <早期発見の基本>

- ① 児童生徒のささいな変化に気づく
- ② 気づいた情報を確実に共有する
- ③ 情報に基づき速やかに対応する

- ・早期発見するための方法や取組
  - 目的に応じたチェックリストやアンケートの活用
  - 出席をとるときの声、表情の見取り
  - 学級日誌、個人ノート（生活ノート、日記等）からの情報
  - 保健室等での様子、家庭や地域での様子
- ・定期的な個人相談の実施
- ・相談箱の設置、相談電話等の周知
- ・気になる変化や行為等があった場合、情報を職員がいつでも共有できる体制
  - 5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）の記録用紙の作成
- ・必要に応じて関係者を招集し、対応のための体制についての準備

## 4 発見したいじめへの組織的な対応

- いじめ防止等のための校内組織が、発見されたいじめに対していじめの程度や状況によって組織的に適切な対応ができるよう書く。

（内容例、留意点）

### <基本的な流れ>

- ・いじめと考えられる問題・トラブルの発見、対応をしたときには、何が起きていて、どのような対応を行ったかを校内組織の担当者に報告する。
- ・いじめであると判断された場合のいじめを受けた児童生徒のケア、いじめを行った児童生徒の指導、関係者の保護者への連絡など基本的な対応を想定する。
- ・いじめの問題を自分たちの問題として受けとめ、主体的に対処できる児童生徒の育成をめざした対応をする。

### ＜重大事態発生時＞

- ① 的確な情報収集
- ② 緊急校内組織の対策会議開催
- ③ 調査による実態把握
- ④ 解決に向けた指導・援助
- ⑤ 継続指導・経過観察
- ⑥ 再発防止（いじめをなくすための工夫）

#### 重大事態

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、すみやかに止めることを最優先する。一人で制止できそうになれば、他の教職員の応援を求める。
- ・学校設置者と連携をとりながら必要な対応を行う。
- ・当事者の保護者に十分な配慮をして伝える。
- ・加害児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果をあげることが困難と考える場合、あるいはいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、学校の設置者とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- ・ネット上のいじめへの対応は、学校単独での対応が困難と判断した場合には、学校設置者と相談しながら対応を考える。必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めたり、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。

## 5 関係機関等との連携

- いじめ防止の取組やいじめが発見されたときに連携する関係機関等について、どんな連携や対応が必要かを学校の実態に応じてまとめておく。

（内容例、留意点）

- ・学校の設置者である教育委員会等
- ・県警察本部
- ・児童相談所
- ・法務局
- ・子どもの悩みサポートチーム（県教育委員会教育総務課）
- ・いじめ問題検証委員会（人権局）
- ・専門家（弁護士、精神科医、小児科医、臨床心理士、SSW 等）
- ・地域（PTA、青少年健全育成組織、民生委員、主任児童委員等）

## 鳥取県いじめ問題検証委員会要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づくもののほか、鳥取県内の学校（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいい、設置主体を問わない。以下「学校」という。）におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故に関し、関係者の了解のもとに事実関係を確認し、問題の解決に向けての検証等を行う鳥取県いじめ問題検証委員会（以下「委員会」という。）について定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1に定める事項を調査審議するものとし、その具体的な事務は次に掲げるとおりとする。

- (1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態その他県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故の原因に係る検証等に関すること。
- (2) 検証結果に基づき学校現場及び学校設置主体に改善意見を述べること。

### (組織等)

第3条 委員会は、原則として委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、児童・生徒又はこれらの保護者（以下「保護者等」という。）の意向を尊重しながら、第2条に規定する所掌事務の遂行について中立・公正な判断をすることができ、かつ、教育、法律等に見識を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員会の検証活動を補助するため、委員長は検証補助員を委嘱することができる。
- 4 委員は、保護者等から第2条第1号の検証の申立てがあったときその他知事が必要と認めるときに委嘱するものとし、その任期は、第6条第3項の報告及び改善意見の陳述を終えるまでとする。

### (委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

### (検証活動)

第6条 委員会は、学校現場及び学校設置主体のほか、保護者等その他の関係者から事情を聴取しながら、検証活動を行う。

- 2 検証活動に伴い必要となる資料・データ等について、委員会は、学校現場及び学校設置主体に提出の協力を求める。
- 3 検証活動を終了した後、委員会は、申立者及び知事に検証結果を報告する。また、学校設置主体へ検証結果を説明するとともに、改善意見を述べる。

### (秘密の保持)

第7条 委員及び検証補助員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (事務局)

第8条 委員会の事務局は、鳥取県総務部人権局に置く。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会に諮って委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年11月2日から施行する。

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

## いじめと心のアンケート

- このアンケートは、みなさんの学校での様子や、まわりの人との関係についてきくものです。
- このアンケートは、だれがどのように回答したかを調べるものではなく、全体として集計されて、学校生活をよりよいものにするために活用しますので、ありのままに答えてください。
- アンケートの答え方、提出の仕方
  - ① 名前は書かないでください。
  - ② だれとも相談せずに答えてください。
  - ③ 先生の指示にしたがって、だれにも見せないようにして出してください。

次の質問について、あてはまる番号を1つ選んで右の回答欄に書いてください。

- [1] 今の学年になってから、あなたは、同じ学校の友だちをいじめたことがありますか。 [1]
- |                        |  |                          |
|------------------------|--|--------------------------|
| 1 ない                   |  | <input type="checkbox"/> |
| 2 いじめたことはあるが、今はいじめていない |  | <input type="checkbox"/> |
| 3 今いじている               |  | <input type="checkbox"/> |

- [2] 今の学年になってから、あなたは、同じ学校の人からいじめられたことがありますか。 [2]
- |                            |  |                          |
|----------------------------|--|--------------------------|
| 1 ない                       |  | <input type="checkbox"/> |
| 2 いじめられたことはあるが、今はいじめられていない |  | <input type="checkbox"/> |
| 3 今いじめられている                |  | <input type="checkbox"/> |

- [3] 今の学年になってから、あなたのクラスでいじめにあった人（今いじめられている人もふくみます）のことは見たり聞いたりしたことがありますか。 [3]
- |                             |  |                          |
|-----------------------------|--|--------------------------|
| 1 ない                        |  | <input type="checkbox"/> |
| 2 ふざけているようだが、いじめられているように思える |  | <input type="checkbox"/> |
| 3 ある                        |  | <input type="checkbox"/> |

- [4] あなたは、いじめについて、次のア～キのことをどう思いますか。 [4]
- |                                 |   |            |  |   |                          |
|---------------------------------|---|------------|--|---|--------------------------|
| ア いじめはどんな理由があっても、ぜったいいけないことだ。   | → | 1          |  | ア | <input type="checkbox"/> |
| イ いじめられる人にも悪いところがあるのだから、しかたがない。 | → | とてもそう思う    |  | イ | <input type="checkbox"/> |
| ウ いじめは、おもしろそうだ。                 | → | 2          |  | ウ | <input type="checkbox"/> |
| エ いじめは、かわいそうだ。                  | → | だいたいそう思う   |  | エ | <input type="checkbox"/> |
| オ いじめは、たいしたことではない。              | → | 3          |  | オ | <input type="checkbox"/> |
| カ いじめられたら、しかえしをすればいい。           | → | あまりそう思わない  |  | カ | <input type="checkbox"/> |
| キ いじめられていたら、助けてあげたい。            | → | 4          |  | キ | <input type="checkbox"/> |
|                                 |   | ぜんぜんそう思わない |  |   |                          |

- [5] あなたのことについて聞きます。次のア～カのことをどう思いますか。 [5]
- |                                  |   |            |  |   |                          |
|----------------------------------|---|------------|--|---|--------------------------|
| ア 自分がまちがっているときは、直すようにしている。       | → | 1          |  | ア | <input type="checkbox"/> |
| イ クラスの人なら友だちでなくても、困っているのを見たら助ける。 | → | とてもそう思う    |  | イ | <input type="checkbox"/> |
| ウ 気の合わないクラスの人とも、なるべくつきあうようにしている。 | → | 2          |  | ウ | <input type="checkbox"/> |
| エ 自分の言葉や行動が、相手をきずつけていないか気をつけている。 | → | だいたいそう思う   |  | エ | <input type="checkbox"/> |
| オ 人に迷惑をかけないなら、何をしてもいいと思う。        | → | 3          |  | オ | <input type="checkbox"/> |
| カ 自分は、人の役にたっていると思う。              | → | あまりそう思わない  |  | カ | <input type="checkbox"/> |
|                                  |   | 4          |  |   |                          |
|                                  |   | ぜんぜんそう思わない |  |   |                          |

これで終わりです。書きもれがないかどうか、もう一度たしかめてください。

## いじめと犯罪（いじめの態様と刑法）

いじめの内容及び程度によっては、明らかに犯罪と判断されるものもあります。いじめの態様が、犯罪に該当する可能性がある法律を下記のようにまとめてみました。

中学校以上の生徒には、いじめが犯罪になる場合があることを理解させることも有効です。

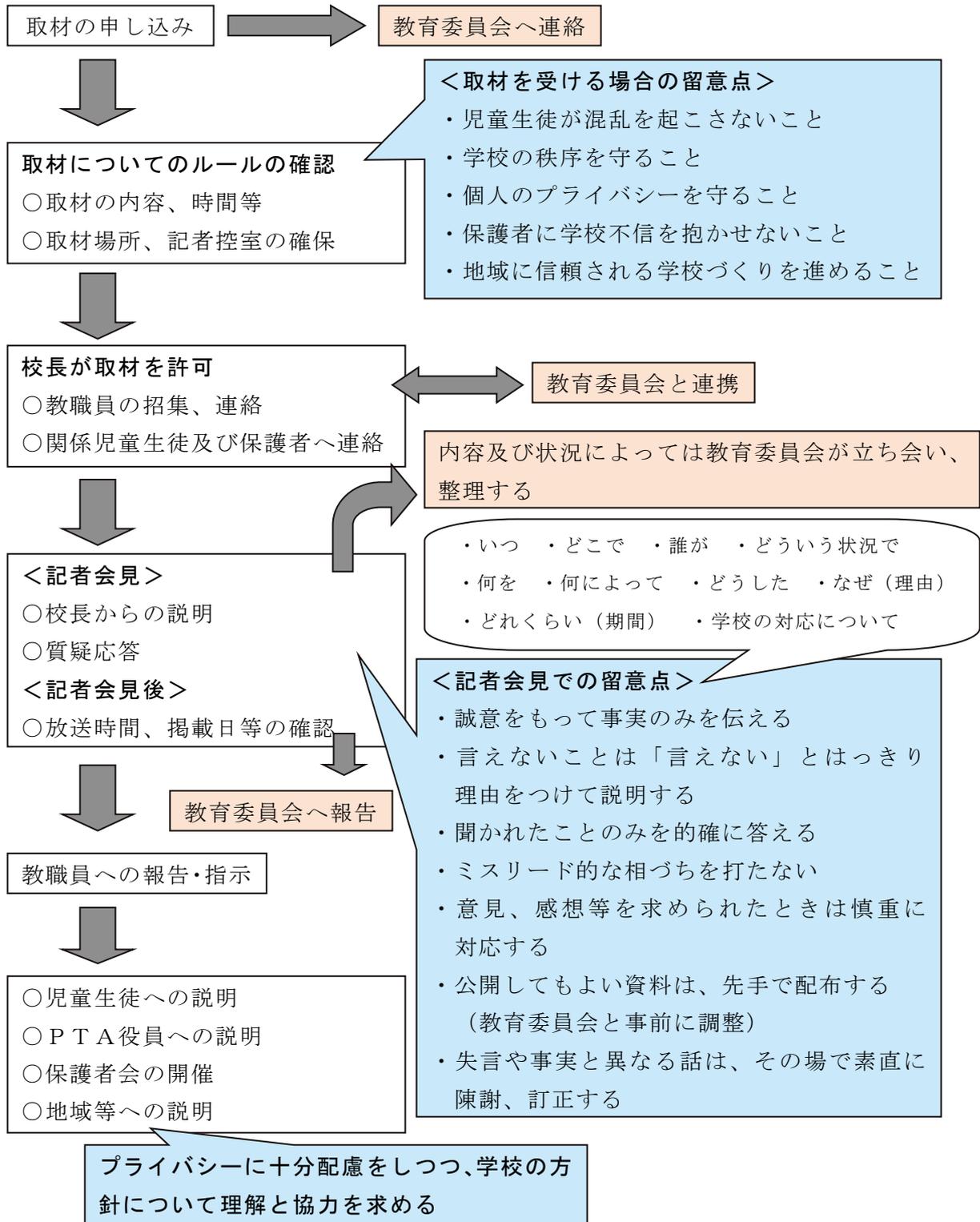
| いじめの態様                             | 関係する刑法の罪名と条文                 |   |
|------------------------------------|------------------------------|---|
| 脅し文句                               | 刑法 222 条(脅迫)                 | 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した。                                      |
| いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 | 刑法 223 条(強要)                 | 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は、権利の行使を妨害した。  |
|                                    | 刑法 176 条(強制わいせつ)<br>(注1 親告罪) | 13 歳以上の男女に対し、暴行又は、脅迫を用いてわいせつな行為をした。                                       |
| 冷やかしからいパソコンや携帯電話による誹謗中傷            | 刑法 230 条(名誉毀損)<br>(注1 親告罪)   | 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した。  |
|                                    | 刑法 231 条(侮辱)<br>(注1 親告罪)     | 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した。   |
| 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。     | 刑法 235 条(窃盗)                 | 他人の財物を窃取した。   |
|                                    | 刑法 261 条(器物損壊等)<br>(注1 親告罪)  | 他人の物を損壊した、傷害した。   |
| 金品をたかられる                           | 刑法 236 条(強盗)                 | 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した。   |
|                                    | 刑法 249 条(恐喝)                 | 人を恐喝して財物を交付させた。   |
| ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。             | 刑法 204 条(傷害)                 | 人の身体を傷害した。  |
|                                    | 刑法 205 条(傷害致死)               | 身体を傷害し、よって人を死亡させた。  |
|                                    | 刑法 208 条(暴行)                 | 暴行を加えたが、人を傷害するに至らなかった。  |
| その他                                | 刑法 130 条(住居侵入等)              | 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった。 |
|                                    | 刑法 202 条(自殺関与)               | 人を教唆（飛び降りろなどと言う）して自殺を促した。   |
|                                    | 刑法 41 条(責任年齢)                | 14 歳に満たない者の行為は、罰しない。  |

(注1) 親告罪・・・被害者の告訴がなければ公訴を提起することができない犯罪

## マスコミ等への対応

|                   |   |
|-------------------|---|
| マスコミ<br>対応の<br>基本 | 窓口は一本化 憶測や推測で発言しない  |
|                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校（校長）が主体性を持って説明する（説明責任を果たす）</li> <li>○確実な情報のみを話す</li> <li>○人権及び個人のプライバシーを守る</li> </ul> |

### 【マスコミ対応例】



## 【マスコミからの質問への対応】

### ① 質問への対応

- 質問をよく聞く
- 感情的にならない
- 現時点で判明している事実をもとに、わかっていること、不明なこと、学校としてどう対処しようとしているのか等を整理し、明確に伝える
- 肝心な情報は省かない
- 文書によるコメントを準備しておく
- 個人情報には十分に配慮する

### ② 伝えるべきことをきちんと伝えること

- 学校は調査組織を設置し、問題に取り組んでいること
- ことの重大さを認識していること
- 問題の解決に向けて責任を持って臨むこと
- 新たなことが判明し次第公表すること
- 児童生徒及び保護者等へ及ぼす影響を最大限考慮してほしいこと

## 引用・参考文献

- 国立教育政策研究所 『生徒指導リーフ』 など  
文部科学省 説明会（平成25年10月31日）資料 など  
各県資料  
秋田県総合教育センター 『予防教育的な視点による「いじめ根絶」をめざした取り組みー「いじめ学校診断表」を活用した好ましい行動の育成ー』  
群馬県教育委員会 『いじめ問題対策マニュアル』  
福岡県教育センター 『いじめのメカニズムとその対応』  
図書文化社 『学級集団づくりのゼロ段階』（河村茂雄著） など

鳥取県いじめ防止対策ガイドブック  
『笑顔でつながる』

発行 平成26年3月

鳥取県教育委員会



